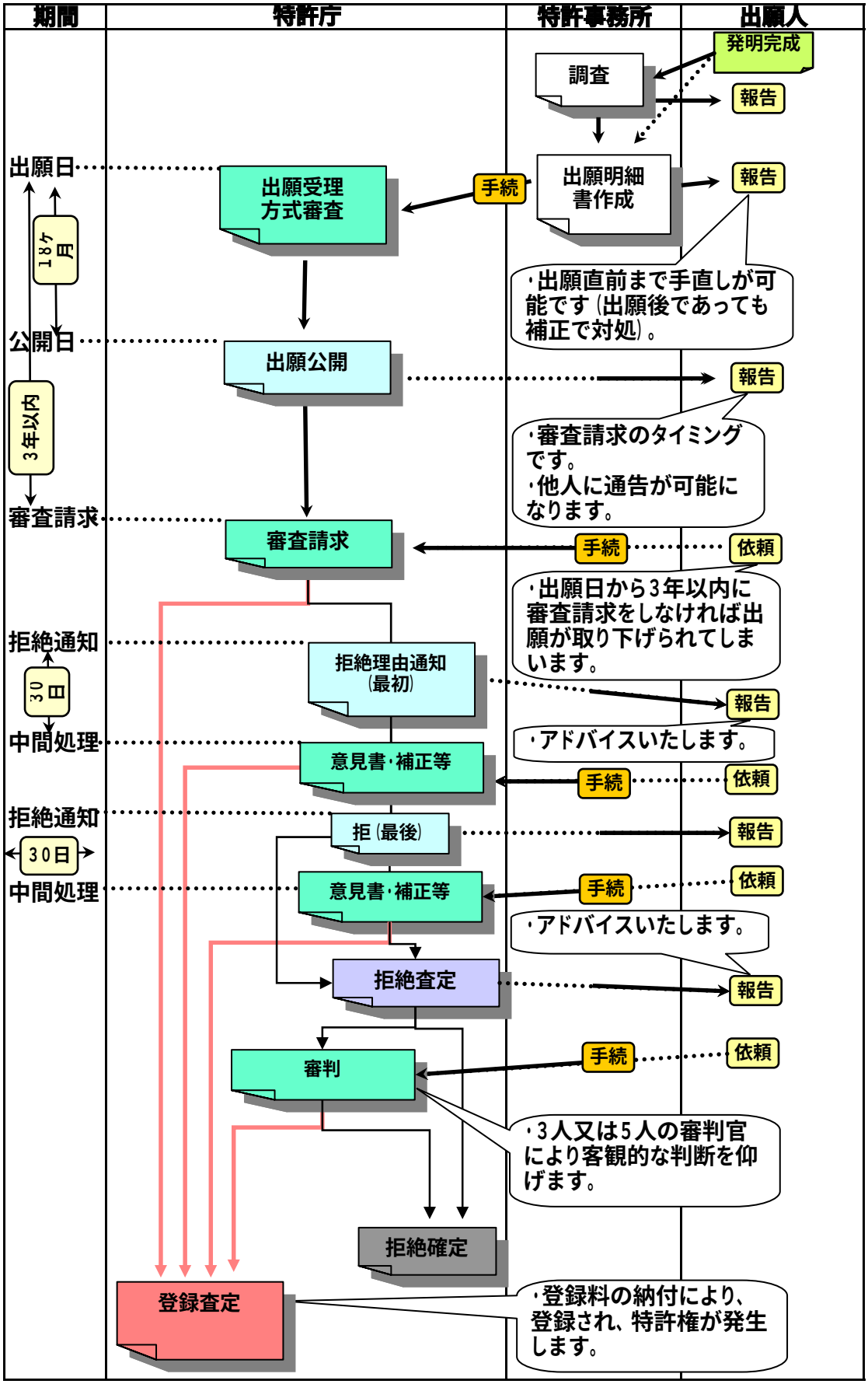
期間
特許庁
特許事務所
出願人
発明完成
調査
報告
出願日
出願受理
方式審査
手続
出願明細
書作成
報告
18ヶ月
・出願直前まで手直しが可能です（出願後であっても補正で対処）。
公開日
出願公開
報告
3年以内
・審査請求のタイミングです。
・他人に通告が可能になります。
審査請求
審査請求
手続
依頼
・出願日から3年以内に審査請求をしなければ出願が取り下げられてしまいます。
拒絶通知
拒絶理由通知
（最初）
報告
30日
中間処理
・アドバイスいたします。
意見書・補正等
手続
依頼
拒絶通知
拒（最後）
報告
30日
中間処理
意見書・補正等
手続
依頼
・アドバイスいたします。
拒絶査定
報告
審判
手続
依頼
・3人又は5人の審判官により客観的な判断を仰げます。
拒絶確定
登録査定
・登録料の納付により、登録され、特許権が発生します。